1　処分をした年月日　平成27年８月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジサワ・コーポレーション　澤田　　廣　東京都豊島区長崎１―10―８　国土交通大臣許可（般―23）第19456号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年９月 25 日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年８月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日本工業株式会社　金子　佳正　東京都江東区佐賀１―11―11　国土交通大臣許可（特―23）第9862号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年８月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年９月 25 日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年８月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社太陽重工製作所　川島　太樹　東京都千代田区神田須田町１―12　国土交通大臣許可（般―22）第15084号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年８月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６５７号
群馬県太田市末広町542番地13　フリーデン末広Ｂ―203号、申立時の住所横浜市港北区新吉田東２丁目26番２号　ベイ・イースト204
債務者　西口昇太朗
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　芳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４１号
仙台市宮城野区福室５丁目２番20号、従前の住所宮城県多賀城市新田字下216番地
債務者　鈴木　雄士
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　昌行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1544番地の４
債務者　武澤　一幸
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　祐哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１８８号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目342番地２
債務者　田沼　博志
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
山梨県中巨摩郡昭和町西条2431番地１　レオパレスＫｌａｖｉｅｒ101号、前住所山梨県甲府市山宮町3368番地301
債務者　津久井　裕
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　秀昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
大阪府岸和田市上松町3006番地かんまつ728ハイツ508号
債務者　小西　克佳
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地36棟203号
債務者　酒井　　孝
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９１７号
神戸市垂水区王居殿３丁目26番３―304号
債務者　田中　聡士
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８号
徳島県阿波市市場町大野島字杉ノ前93番地１、旧住所愛媛県松山市一番町２丁目５番地25　１階
債務者　笠井　千晶
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川城　政人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０５号
高知市種崎852番地10　シーサイドハウス６Ｂ
債務者　香西　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６４号
大分市家島464―７　れんげ草ケアハウス、住民票上の住所大分市花高松３丁目４番８号（コーポ市原202）
債務者　後藤　洋司
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係